

2019年1月7日  
一般社団法人 日本塗料工業会  
専務理事 中村英朗

## 酸化チタンに係る措置検討について

平成30年8月3日に、「平成30年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」が開催されました。

その検討会において「酸化チタンに係る措置検討」について議論があり、検討会資料が厚生労働省のホームページで公開されましたので、ご連絡いたします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01494.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01494.html)

措置検討会での決定事項に関しては、以下のURLに記載しております。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000358556.pdf>

「酸化チタンに係る措置検討をいったん中断し、EUにおける議論の状況も見ながら、日本バイオアッセイ研究センターにおける長期発がん性試験の結果等を新たな知見が出そろったところで、再度リスク評価検討会において有害性評価等を行う。」ことが決まりました。

当面の厚生労働省の取組に関しては、以下のことを予定しております。

- ① 表面処理なしの酸化チタンを取り扱う事業場を対象としたばく露実態調査
- ② 樹脂等と混合された酸化チタンの再発じんの可能性に係る調査
- ③ EUにおける議論に係る情報収集や酸化チタンに係る新たな知見の収集
- ④ 固有の毒性の有無に関わらず、粉状物質である酸化チタンを長期間にわたって多量に吸入すれば、肺障害の原因となり得るものであるため、措置の検討を中断するに当たっては、酸化チタン関連業界に対し、改めて注意喚起することとしたい

以上のことから、直ちに法規制が実施されることはありません（例えば2、3か月で特化則等の適用はありません）が、酸化チタンの検討が終了したわけではございません。

今後の動向等につきましては、関連業界と連絡を密にとり、引き続き情報提供や情報発信を続けて参ります。

お問合せ先

一般社団法人 日本塗料工業会

製品安全部 梯 秀樹

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3丁目12番8号

TEL：03-3443-2011/FAX：03-3443-3599

e-mail：[kakehashi@toryo.or.jp](mailto:kakehashi@toryo.or.jp)

以上